

人を対象とする医学系研究に関する申合せ

2015年5月28日 制定

2017年3月16日 改訂

同志社大学「人を対象とする研究」に関する倫理審査委員会は、人を対象とする医学系研究（以下、医学系研究という。）について、下記のとおり申し合わせる。

記

1. 委員会委員名簿及び委員会の開催状況等を倫理審査委員会報告システムに年1回報告する。
2. 医学系研究に関する倫理についての講習等（委員含む）を行う。
3. 書面審査では研究責任者に対し実施計画の説明を求める。また、研究責任者及び研究実施者に委員会の指定する教育訓練（「ICR臨床研究入門」のeラーニング）の受講証明書の提出を求める。
4. 研究責任者に対して医学系研究の進捗状況及び終了結果を学長に報告することを求める。
5. 研究責任者を変更する場合は、新規に申請を行うこととする。
6. 研究計画の軽微な変更の場合は、委員長の判断で迅速審査を行うことができる。また、共同研究であって、既に主たる研究機関において承認を受けている場合は、委員長が指名する委員によって迅速審査を行うことができる。
7. 承認の最長期間は3年とする。3年を越えて研究を継続する場合は、新規に申請を行うこととする。

以上

この申合せの改廃は、「人を対象とする研究」に関する倫理審査委員会において決定する。

附 則

この申合せは、2015年5月28日から施行する。